

生活交通確保維持改善計画

令和元年 5 月 28 日

(名称) 長野市
 (代表者名) 長野市長 加藤 久雄

0. 生活交通確保維持改善計画の名称
長野市地域内フィーダー系統確保維持計画（令和 2 年度～令和 4 年度）
1. 地域公共交通確保維持事業に係る目的・必要性
<p>長野市のバス路線は、民間 2 事業者により JR 長野駅や長野バスターミナルから放射状に郊外に延びる路線を中心に運行されている。また、近年のモータリゼーションの進展や少子高齢化により、利用者数は、20 年前と比較すると半数以下に減少し、採算性の悪化による減便や路線の統廃合が行われ、交通空白地域や交通不便地域が生まれている。</p> <p>中条地区は、中心市街地（長野駅）へ通じる唯一の幹線交通である生活路線バス（高府線）を軸に、地域内を運行する市営バスにより構成される公共交通機関網が広がっていた。生活路線バスは、中心市街地へ向かう唯一の移動手段として車を運転できない高齢者や高校生等の通院・買物・通学など、生活に必要不可欠な公共交通機関として機能している。また、市営バスは、平成 22 年 1 月の合併以前から旧中条村が運行していたものをそのまま引継ぎ、生活路線バスに通じる支線の役割を果たすと共に地域内の小中学生の通学等を含めた移動手段として必要不可欠である。</p> <p>しかしながら、人口減少や少子高齢化、自家用車の普及により、利用者は減少を続け、収支悪化による行政負担の増加をはじめ、運行に様々な問題が発生している。また、市営バスの運行便数が少なく生活路線バスとの乗り継ぎが不十分であったり、移動可能な時間が制約されており、住民に不便を強いている状況にあることから、平成 24 年 4 月よりデマンド型の市営バスとして新たに中条線を運行している。</p> <p>篠ノ井共和地区及び安茂里地区は、半径 1 キロメートル以内に、路線バスの停留所、鉄軌道駅等が存在せず、当該地域内の住民が日常生活を送る上で、公共交通の利用が不便な地域になっており、北陸信越運輸局長から交通不便地域の指定を受けている。篠ノ井共和線は鉄軌道駅の川中島駅及び篠ノ井駅に接続し、安茂里線は地域幹線バス「高府線」「新町大原橋線」に長野バスターミナルバス停留所付近で接続するよう運行している。</p> <p>このため、地域公共交通確保維持事業により、中条線、篠ノ井共和線及び安茂里線を確保・維持することで、住民の生活交通手段を存続させていくことが必要である。</p> <p>なお、本市では平成 29 年 6 月に長野市地域公共交通網形成計画を策定し、市民の移動に必要な地域公共交通網を持続的に確保することを目標の一つに掲げ、利用促進を行うとともに、地域の公共交通網の確保・維持に取り組んでいる。</p>
2. 地域公共交通確保維持事業の定量的な目標・効果
(1) 事業の目標
<p>路線を維持・継続するため、次のとおり利用者数を確保し維持する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中条線の利用者数を令和 4 年度まで 2,800 人以上。 ・篠ノ井共和線の利用者数を令和 4 年度まで 1,400 人以上。 ・安茂里線の利用者数を令和 4 年度まで 3,200 人以上。
(2) 事業の効果
<p>中条地区に中条線、篠ノ井共和地区に篠ノ井共和線、安茂里地区に安茂里線を運行し、これを維持することにより、運行地域の高齢者等の日常生活や小中学生の通学に必要な移動手段が確保される。また、幹線・支線のネットワークが連携することで、効果的かつ効率的な運行体系が実現できる。さらには、外出促進・地域活性化にもつながる。</p>

3. 2. の目標を達成するために行う事業及びその実施主体

- ・幹線への接続強化、地域内移動の利便性向上のために利用状況等を分析し、必要に応じて見直しを行なう (長野市、運行事業者、利用者)
 - ・高齢者、若年者、地域における利用促進
乗り方教室、イベントの企画、住民自治協議会等による利用促進とその支援
(長野市、運行事業者、各地域)
- (長野市地域公共交通網形成計画 P63～)

4. 地域公共交通確保維持事業により運行を確保・維持する運行系統の概要及び運行予定者

地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表1」を添付

◆中条線

①予定している運行時間

午前9時から午後3時30分まで

②運行予定者 長野市

なお、運行委託事業者については、条件付き一般競争入札により、アルピコタクシー株式会社に選定。※地域内の他の市営バス路線（地域交流バス4路線）と一括発注

③運行予定期間

平成24年4月から

④地域内フィーダー系統の補足資料

既存交通や地域間交通との関係や整合性を図り、乗継による公共交通のネットワークを構築する。詳細は、別添中条地区市バス路線図のとおり。なお、平成30年4月から、効率性を考慮して週5日（平日）運行から週3回（火・木・金）運行に変更した。

◆篠ノ井共和線

①予定している運行時間

午前8時から午後4時15分まで

②運行予定者 アルピコタクシー株式会社

③選定方法

一般競争入札により、アルピコタクシー株式会社に選定。

④運行予定期間

平成24年4月から

⑤地域内フィーダー系統の補足資料

既存交通や地域間交通との関係や整合性を図り、乗継による公共交通のネットワークを構築する。詳細は、別添篠ノ井共和線路線図のとおり。

◆安茂里線

①予定している運行時間

午前7時40分から午後4時33分まで

②運行予定者 アルピコタクシー株式会社

③選定方法

一般競争入札により、アルピコタクシー株式会社に選定。

④運行予定期間

平成24年4月から

⑤地域内フィーダー系統の補足資料

既存交通や地域間交通との関係や整合性を図り、乗継による公共交通のネットワークを構築する。詳細は、別添安茂里線路線図のとおり。

5. 地域公共交通確保維持事業に要する費用の負担者

篠ノ井共和線、安茂里線については、運行収入及び国庫補助金を運行経費から差し引いた差額分（赤字分）を長野市が運行補助金として負担することとしている。

なお、中条線については長野市が運行主体であるため、長野市で負担する。

6. 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者の名称
長野市（中条線） アルピコタクシー株式会社（篠ノ井共和線、安茂里線）
7. 外客来訪促進計画との整合性【外客来訪促進計画が策定されている場合のみ】
該当なし
8. 地域公共交通確保維持改善事業を行う地域の概要【地域内フィーダー系統のみ】
<p>地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱「表5」を添付</p> <p>中条線を運行する中条地区は、過疎地域自立促進特別措置法に基づく過疎地域であり、これまでも自家用有償旅客運送（市町村運営有償運送：交通空白輸送）として公共交通の確保を図ってきた地域である。また、急傾斜地を含む高齢化の著しい地域であり、距離では測れない交通不便地域である。</p> <p>なお平成31年4月現在の地域の人口は1,749人、老年人口比率は53.7パーセントである。</p> <p>篠ノ井共和線を運行する篠ノ井共和地区及び安茂里線を運行する安茂里地区は、半径1キロメートル以内に、路線バスの停留所、鉄軌道駅等が存在せず、当該地域内の住民が日常生活を送る上で、公共交通の利用が不便な地域になっており、北陸信越運輸局長から交通不便地域の指定を受けている地域である。</p>
9. 協議会の開催状況と主な議論
<p>平成23年6月7日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第14回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。</p> <p>平成24年6月20日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第20回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。</p> <p>平成25年5月30日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第25回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。</p> <p>平成26年2月3日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第27回）にて、計画変更について協議し、合意された。</p> <p>平成26年5月28日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第29回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。</p> <p>平成27年5月27日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第31回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。</p> <p>平成28年5月26日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第33回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。</p> <p>平成29年5月30日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第37回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。</p> <p>平成29年11月28日 長野市地域公共交通会議（第29回）にて、変更内容（市バスの再編）について協議し、合意された。</p> <p>平成30年5月30日 長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第39回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。</p>

令和元年5月28日

長野市地域公共交通活性化・再生協議会（第41回）にて、事業内容について協議し、費用負担及び計画全体について合意された。

10. 利用者等の意見の反映

令和元年5月28日に開催された、第41回長野市地域公共交通活性化・再生協議会にて、住民又は公共交通機関の利用者である協議会の構成委員等からの意見を踏まえ計画を変更した。

11. 協議会メンバーの構成員

関係都道府県	長野県(担当：企画振興部交通政策課)
関係市区町村	長野市(担当：都市整備部交通政策課)
交通事業者・交通施設管理者等	東日本旅客鉄道(株)長野支社、しなの鉄道(株)、長野電鉄(株)、アルピコ交通(株)、長電バス(株)、桜観光タクシー(株)、(社)長野県バス協会、(一社)長野県タクシー協会、関東地方整備局長野国道事務所、長野県長野建設事務所、長野市建設部、長野中央警察署、長野南警察署
地方運輸局	北陸信越運輸局長野運輸支局
その他協議会が必要と認める者	篠ノ井地区区長会、長野市民生児童委員協議会、長野市地域女性ネットワーク、長野市交通安全家族連絡会、長野商工会議所、長野商店会連合会、信州大学工学部教授、長野工業高等専門学校教授、長野県私鉄労働組合連合会

【本計画に関する担当者・連絡先】

(住 所) 長野市大字鶴賀緑町1613

(所 属) 長野市都市整備部交通政策課

(氏 名) 荒井 敏 幸

(電 話) 026-224-5012

(e-mail) kotuseisaku@city.nagano.lg.jp